



橋ふれまち

だより

エコタウンニュース

2022年 No.2

橋ふれあいのまちづくり協議会

神戸市中央区橋通3丁目4-1

神戸市立総合福祉センター1F

TEL 078-341-6322

Mail:tachibana@grace.ocn.ne.jp

発行者 福家 巖

編集者 広報部会

快適なサイクルライフを楽しみましょう。ご安全に!!

自転車は人間の脚で漕ぎ（一部電動自転車もあり）、安定を保ち、少ないエネルギーで走行出来るので、容易に利用できる車両です。子どもの頃、親の手を借りて、また補助輪をつけて上達した自転車運転技術も、ルール違反や、スピードの出し過ぎで凶器にもなります。対人事故では多額の補償金支払い判決も出ており、今回は、自転車について取り上げる。

自転車の安全利用

1.自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両で、車道と歩道の区別のある所では車道通行が原則

2.車道は左側を通行

自転車は、道路の左寄りを通行する

3.歩道は歩行者優先、車道寄りを通行

歩道を通行する場合は、車道寄りの所を徐行しなければなりません

4.安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、ながらスマホ運転、傘さし運転、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点では、信号の順守、一時停止、安全確認をする

5.子供はヘルメット着用

子供をチャイルドシートに乗せる時や、幼児や児童が自転車を運転する時は、ヘルメットをかぶらせるようにしましょう

6.迷惑駐輪の禁止

駅周辺には駐輪場が設置されており、利用して迷惑駐輪をやめましょう

7.防犯に注意

防犯登録をし、自転車には二重ロックをする

保険の加入

「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」のため、自転車保険への加入を義務化する動きが進んでいます。2022年4月現在、兵庫県をはじめ、25都府県3市で自転車保険の加入義務化されています。

問い合わせ：兵庫県県民生活部生活安全課交通安全対策班

TEL： 078-362-9071

E-mail：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp